



県ホテル組合	第 661 号 令和 2 年 3 月 23 日			
	理事長	専務理事	事務局長	係
				

保 衛 号 外
令和 2 年 3 月 23 日

沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合 理事長 殿

沖縄県保健医療部衛生薬務課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に対する検疫の強化について

平素より沖縄県の生活衛生行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。
みだしのことについて、令和 2 年 3 月 19 日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課より事務連絡がありますので別添のとおり写しを送付します。
つきましては、貴組合員への周知をお願いします。

生活衛生・水道班
担当：原田
Tel：098-866-2055

事務連絡
令和2年3月19日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部局 御中
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症に対する検疫の強化について

今般、諸外国における新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、水際対策の強化として、令和2年3月21日午前0時以降に出発し、本邦に來航する飛行機又は船舶を対象とした検疫の強化を行い、欧州諸国等からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所での14日間の待機及び国内における公共交通機関の使用自粛を要請することとしております。

つきましては、14日間の待機要請の対象国（※）に滞在していたことのみを理由として宿泊を拒むことはできません（旅館業法第5条）ので、その旨ご留意の上、関係者への周知を図るとともに、適切にご対応いただけるよう、ご指導方よろしく願いたします。

※対象国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、アイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ、ルーマニア、中華人民共和國、大韓民国

